

## 秋田県教育研究会 技術・家庭科部会 内規

### 第 1 条 (名 称)

本会は秋田県教育研究会 技術・家庭科部会と称し、事務局を部会長指定の学校に置く。

### 第 2 条 (目 的)

本会は秋田県技術・家庭科教育の発展に寄与することを目的とする。

### 第 3 条 (事 業)

本会は目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 技術・家庭科に関する研究
- (2) 各支部活動の援助
- (3) 講習会・講演会の開催
- (4) 教育研究大会の開催
- (5) 会員の研究発表
- (6) 諸調査、諸資料の収集、指導計画例、学習資料等の編集刊行
- (7) 他団体・関係諸機関の有益刊行物の推薦・斡旋
- (8) 会誌・会報の発行
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第 4 条 (構 成)

本会は秋田県技術・家庭科担当教員及び本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

### 第 5 条 (役 員)

本会は下記の役職員を置く。

- (1) 部 会 長 1 名
- (2) 副 部 会 長 4 名 (女性を含む)
- (3) 事 務 局 員 若干名
- (4) 会 計 監 査 員 若干名
- (5) 幹 事 9 名
- (6) 研 究 部 員 20名程度 (部長、副部長含む)

### 第 6 条 (役員を選出)

役員を選出は下記の通りとする。

- (1) 部会長、副部会長及び事務局長、事務局次長、会計監査員、研究部長、研究副部長は総会において選出する。
- (2) 幹事は支部毎に1名とし、支部からの推薦によるものとする。
- (3) 幹事は部会長がこれを委嘱する。
- (4) 研究部員は部長、副部長の他に、支部毎に各分野1名ずつとし、支部からの推薦によるものとする。ただし、支部内で部員が確保できない場合には、県部長、県副部長が兼務しても構わない。
- (5) 各支部から推薦された研究部員は部会長がこれを委嘱する。

### 第 7 条 (役員任期)

役員任期は1ヵ年とする。但し重任することができる。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

### 第 8 条 (役員任務)

- (1) 部会長は本会を総理し、会の代表となる。副部会長は部会長を補佐し、部会長事故ある時は代理する。
- (2) 事務局は理事会を構成し、会則に定められた事業の審議及び執行に当たる。
- (3) 事務局は部会長の命により庶務・会計の処理に当たる。
- (4) 会計監査員は会計の監査に当たる。

第 9 条 (会 議)

本会の会議は総会及び理事会とする。

第 10 条 (総 会)

総会は代議員をもって構成し、部会長の招集によって全国理事会・東北理事会終了後にこれを開く。

なお必要に応じて臨時総会を開くことができる。代議員は各支部の支部長、幹事長とする。

総会は次のことを審議決定する。

- (1) 会務報告      (2) 事業計画      (3) 決算の承認及び予算の審議
- (4) 役員を選出    (5) 会則の変更      (6) その他必要な事項

第 11 条 (理 事 会)

理事会は、部会長、副部会長、各支部長、事務局（局長、次長）、研究部（部長、副部長）、各支部幹事長をもって構成し、下記の事項を行う。

- (1) 総会決議事項の執行      (2) 総会に提出すべき案件の審議
- (3) 緊急事項の処理

理事会は部会長がこれを招集する。

第 12 条 (会計監査)

会計監査は毎年定期総会前に施行する。その他必要に応じて随時監査する。

第 13 条 (支 部)

本会は各地区毎に支部を置く。支部規約は別にこれを定める。

第 14 条 (経 費)

本会の経費は会費、事業収益金、寄付金、補助金をもってこれに充てる。

第 16 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

- 1 本規約は令和 7 年 7 月 9 日からこれを施行する。

( 以 上 )